

## ◎区自治協議会の概要

区自治協議会は、新潟市が目指す分権型政令市を実現し、区民と行政との協働によって、住民自治の推進を図るために、各行政区に設置する市の附属機関です。

区自治協議会は、新潟市が政令市に移行した、平成 19 年 4 月 1 日からスタートしました。

### 1 名称

区自治協議会の名称は、各行政区の名称が冠せられ、「北区自治協議会」といいます。

### 2 委員数

区自治協議会は、委員 30 人以内で構成します。ただし、区の人口が 10 万人を超える区では、超えた人口が 1 万人増すごとに 1 人を 30 人に加えた人数以内で構成します。北区自治協議会は、委員 30 人で構成します。

### 3 委員構成

区自治協議会の委員は、区に住所を有する方などで、次の方のうちから構成されます。

- (1) 地域コミュニティ協議会から選出された者（第 1 号委員）
- (2) 公共的団体等から選出された者（第 2 号委員）
- (3) 学識経験者（第 3 号委員）
- (4) 公募による者（第 4 号委員）
- (5) 市長が必要と認めた者（第 5 号委員）

### 4 委員の任期

委員の任期は、2 年です。再任は、原則、第 1 号委員は 2 回の 6 年間、第 2 号委員から第 5 委員は 1 回の 4 年間までです。

### 5 区自治協議会の役割など

区自治協議会は、区の皆さんの多様な意見を調整して、その取りまとめをし、区の皆さんと市との協働の要となるよう努めます。

区自治協議会は、次に掲げる事項のうち、市長や行政委員会など市の機関から諮問されたものや、区自治協議会自ら必要と認めるものについて、審議し、市長や行政委員会などに意見を述べるすることができます。

- (1) 区役所が所掌する事務に関する事項

- (2) 市が処理する区の区域に関係する事務に関する事項
  - (3) そのほか市の事務処理に当たっての区民等との連携の強化に関する事項
- 市長は、次に掲げる事項のうちから、区の区域に関するものを決定し、変更しようとする場合は、あらかじめ区自治協議会に意見を聴かなければなりません。

- (1) 総合計画及びこれに準ずる計画（例 北区区ビジョン基本方針など）
- (2) 区役所が所管する公の施設の設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項（例 コミュニティセンター指定管理制度の導入）
- (3) 区役所が企画立案を行う施策のうち市長が定める事項（例 特色ある区づくり予算に係る事業の企画立案）

## 6 報酬及び費用弁償

報酬は支給しません。ただし、会議等に出席した委員には、3,000円の費用弁償を支給します。

【区自治協議会と地域自治組織のイメージ図】

